2　権利の変更及び弁済方法

⑴　権利の変更

更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金については、更生計画認可決定日に、全額免除を受ける。

元本等債権については、更生計画認可決定日に、以下の区分に従って免除を受ける。

元本等債権	免　除　率（額）	弁　済　率（額）
400万円以下の部分	元本等債権額が200万円を超える場合は200万円を超える額、元本等債権額が200万円以下の場合は０％	元本等債権額が200万円を超える場合は200万円、元本等債権額が200万円以下の場合は100％
400万円超1000万円以下の部分	50％	50％
1000万円超3000万円以下の部分	50％	50％（うち30％が現金、20％が株式による代物弁済）
3000万円超の部分	70％	30％

⑵　弁済方法

①　元本等債権額が400万円以下の場合（少額部分）

元本等債権額が200万円を超える場合は200万円、元本等債権額が200万円以下の場合は当該元本等債権額全額を、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

②　元本等債権額が400万円を超える場合

ア　元本等債権のうち1000万円以下の部分について

㋐　元本等債権のうち、400万円以下の部分について

200万円を更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

㋑　元本等債権のうち、400万円超1000万円以下の部分について

上記⑴の免除後の元本等債権額について、平成25年から平成33年まで、毎年８月末日限り、９回にわたって均等に分割して弁済する。

イ　元本等債権のうち、1000万円超3000万円以下の部分について

㋐　現金弁済部分

平成25年から平成33年まで、毎年８月末日限り、９回にわたって均等に分割して弁済する。

㋑　代物弁済部分

更生計画認可決定日から４か月以内の管財人が裁判所の許可を得て定めた日において、第６章第２節の定めに従って、免除後の元本等債権５万円につき株式（Ａ種類株式）１株を発行して代物弁済する。なお、代物弁済部分を５万円にて除した際に生じる額（株式によって代物弁済することができない余りに相当する額）は、上記㋐に加算して現金にて弁済する。

この場合、一般更生債権者は、代物弁済部分につき、以下のⅰ）又はⅱ）を選択することができる。

ⅰ）代物弁済として株式の割当を受ける権利の全部を放棄すること

ⅱ）更生債権者１名当たりに割り当てられるＡ種類株式の株式数について、そのＡ種類株式の議決権の数の割合が当該株式の効力発生日における議決権総数（普通株式及びＡ種類株式の合計数）の５％相当の株式数を上限とし、それを超える部分について、Ａ種類株式に代えてＢ種類株式の割当を請求すること

当該一般更生債権者は、上記ⅰ）又はⅱ）を選択する場合は、更生計画認可決定日から２週間以内に、管財人に対して書面をもって通知するものとする。なお、当該通知期間内に管財人に対し書面による通知を行わない場合は、上記ⅰ）及びⅱ）のいずれも選択しなかったものとみなす。

ウ　元本等債権のうち、3000万円超の部分について

本節第１・２⑴の免除後の元本等債権額について、平成25年から平成33年まで、毎年８月末日限り、９回にわたって均等に分割して弁済する。

第２　非金銭債権の権利の変更及び弁済方法

非金銭債権の権利の変更及び弁済方法については、管財人は、非金銭債権の履行に代えて、管財人の見積りに基づく非金銭債権の履行に要する費用相当額（当該更生債権者が、通常の一般更生債権を有するときは、これらを合算した金額）を一般更生債権額とみなして、本節第１・２の定めを適用する。ただし、債務免除の時期は、更生計画認可決定日とする。

第３　追加弁済について

更生計画認可決定日以降の支援企業による増資金ないし融資金等により、一般更生債権のために予定する弁済原資に剰余金が生じたときは、裁判所の許可を得て追加弁済することができる。

この追加弁済は、裁判所の許可を得た金額につき、次期弁済期日において、同時点における一般更生債権者が有する残存確定更生債権額に按分比例して行うものとし、弁済の額及び方法は裁判所の許可を得て定める。

上記追加弁済があった時点で、追加弁済される一般更生債権に対してなされていた本章第３節第１・２の定めによる免除の効力は、元本等債権区分のうち債権額の大きい区分から遡及的に失われるものとする。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

１　弁済の場所

更生計画による弁済は、特別の定めなき限り、弁済日における更生会社の本店において行う。本店又は事実上の本社が移転した場合、移転後の本店又は事実上の本社で行う。

ただし、債権者が弁済期日の３週間前までに、書面により指定する金融機関の口座への振込を求めたときは、更生会社の振込手数料負担において、債権者の指定する金融機関の口座に振込む方法により弁済する。

租税等の請求権の弁済は、上記定めにかかわらず、徴収権者の指定する場所・方法においてこれを納付する。

２　金融機関休業日の取扱い

弁済期日が金融機関の休業日に該当するときは、弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定日までに確定した更生担保権、更生債権の放棄又は取下げがなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、放棄又は取下後の残債権額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生計画認可決定日以降に確定した更生担保権、更生債権等の譲渡又は移転があった場合は、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。

更生担保権、更生債権等の譲渡又は移転が本更生計画案提出日（平成24年12月26日）以降に行われた場合は、本更生計画案別表６ないし17及び20ないし25記載の「債権者名」欄に記載された債権者を譲渡又は移転後の債権者に読み替える。